

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基本的な社会インフラであり、円滑な自動車交通の確保のための道路事業は、地方創生、国土強靱化の実現に欠かせない重要な事業である。

本市においても、舞鶴若狭自動車道など高規格幹線道路の整備をはじめ、国道、県道及び市道の整備など、地域活性化に欠かせない重要な道路事業が山積している。

現在、道路事業については、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、「道路財特法」という。）」の規定により、高規格幹線道路や交付金事業の補助率等の嵩上げ措置がなされているが、その時限措置は平成29年度末までとなっている。

地方財政を取り巻く環境が益々厳しくなる状況において、道路財特法の規定による嵩上げ措置が廃止され地方の財政負担が増大することは、道路整備の停滞を招き、国の進める地方創生・国土強靱化に重大な影響を及ぼすこととなる。

については、今後も道路整備が迅速かつ着実になされるよう、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

敦賀市議会